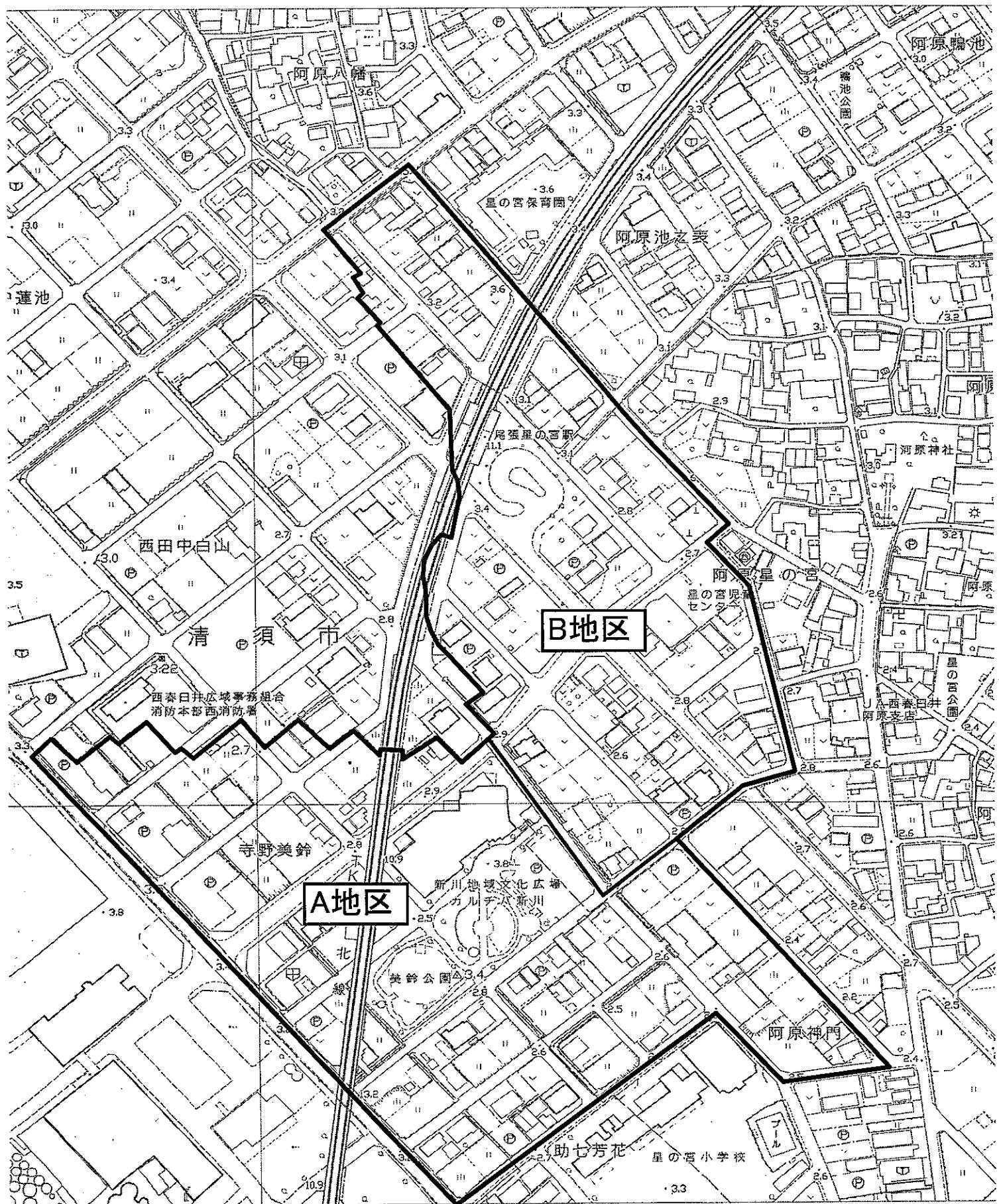


美鈴星の宮地区計画に定められた内容の解説

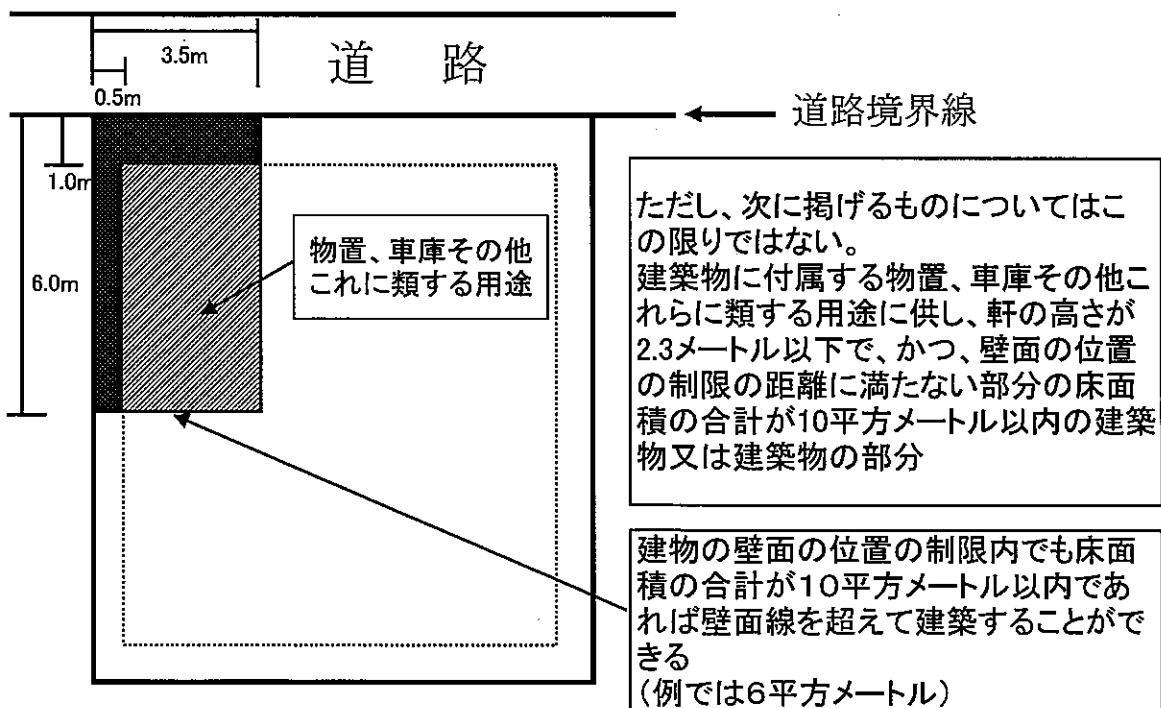
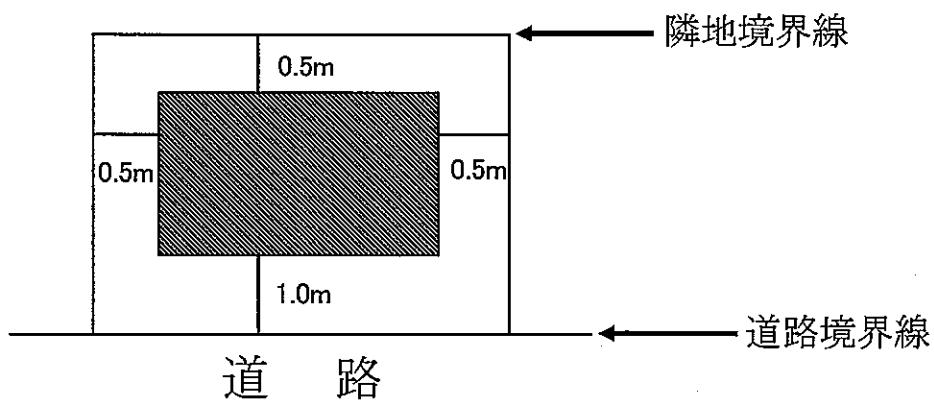
地区の区分	区分名称	A 地 区	B 地 区
	区分面積	約 6. 6 ha	約 5. 2 ha
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習場</p> <p>5 床面積の合計が 15 平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 自動車教習場</p> <p>4 床面積の合計が 15 平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ床面積の合計の 3 分の 1 以内であるものを除く。）</p>

地区の区分	地区的名称	A地区	B地区
	地区的面積	約6.6ha	約5.2ha
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は、1メートル以上とし、これらから隣地境界までの水平距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない</p> <p>建築物に附属する物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分。</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない</p> <p>建築物に附属する物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分。</p>	
かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎ブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの又は、門柱にあってはこの限りではない。</p>		

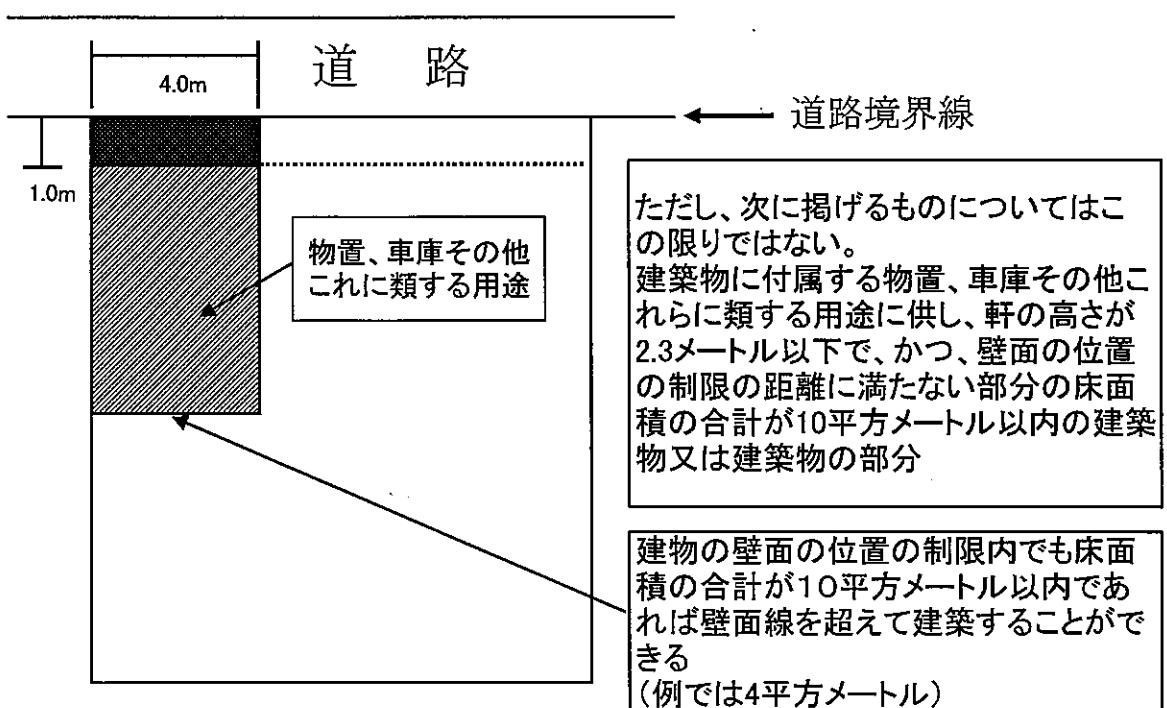
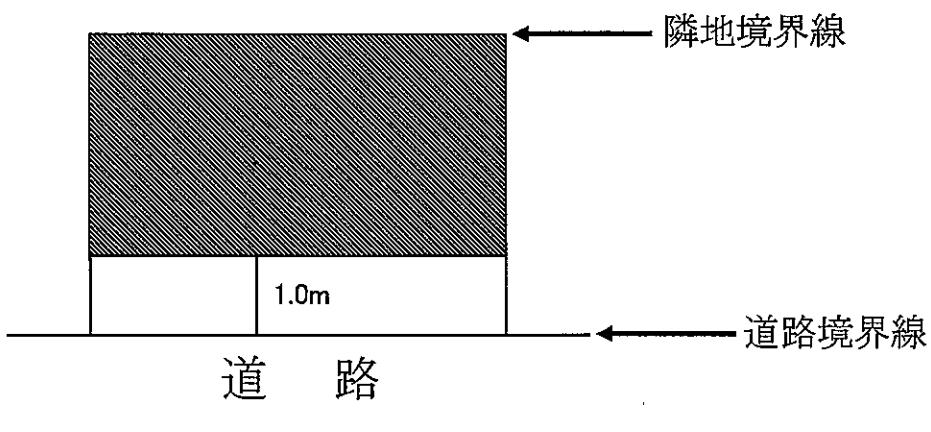
美鈴星の宮地区計画区域図



A 地 区	
建築物の 壁面の位 置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は1メートル以上とし、これらから隣地境界までの水平距離は0.5メートル以上とする。



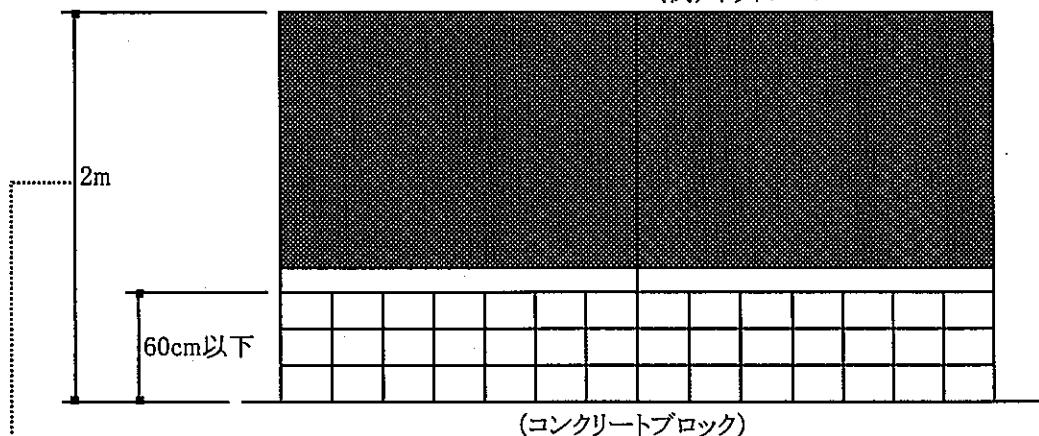
	B 地 区
建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は1メートル以上とする。



かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、生垣あるいはフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。
--------------	--

(注:フェンス・鉄さく等は透視性のあるもの)

(例) ネットフェンス



この高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に定める距離をとってください。

(例) パイプフェンス

